

# 駅通情報

第12号

目

次

## 時評

○ 昨秋「北海道開拓創業史話」を世に出した。いつもおなじ書き跡でかい不満が出て、反対の立場である。

以後、自分は読者でもして過ごそうと思っていたところ、新聞記者から、「次は何を書きますか?」と聞かれ、返事に迷惑し、さうほりと「これで終ります」とは言ひ切れなかつた。心中には漠然と、次の執筆を想像していく。その間を突かれたからかも知れない。

本号から「南極太の駅通」を開始する。これを執筆するに当たつて、地域的に駅通の在り方にも特殊性に大きな差があることを改めて知つた。この小論は、資料を収集していく間での話なら、たまたま二、三の資料を入手し、これを理もれさせてしまうのが何体ないという、ただたんに、一人の史学研究家としての気持ちからである。

## ○ 明治初期における駅通諸経費の収支状況 (1)

二	明治初期における駅通諸経費の収支状況
三	南極太の駅通
四	史料寄贈書札

4	
6	

前号に続いて、開拓使が年々膨張する駅通諸経費をいかにして抑制するかについての対策を進めた」とについて記述する。

## ○ 第一回

これまで開拓使から支給していた給付金は、明治八年度からこれを三一〇七円五〇銭に減額更正する。さる

に行く行くは、開拓使から資金援助をしなくても自立できるようにしてみたいというものである。

以下、各駅運賃に対し、今後納付する額を項目別に示すと次のとおりである。

右、第一号案を達成するため、人馬懸立方法を改正する。

第二号書

增加と経費の節減を図ることとする、との考え方方に立ったものである。

なお、第二号案の人事編成方法は「編立順則」の改正案ともいべきもので、以後、駅運営業務推進上重要なものであるので、長文ではあるが、全文を掲げる。また、文書の構成上第二号案の既立方法の改正内容をまず記述する。

事業報告は、今回の改正について、「明治九年十月  
通規則ヲ更正シ札幌根室兩管下從前駆賣補助金五千四百  
五十五円八十四銭三厘ヲ改テ三千百七十四五十銭トス」と  
報じており、本規則は、部分的に改正はあるものの、以  
後、基本的継立規則として当分施行されるものである。

第二号案として示されたものは、次のとおりである。

100

一人足り人 敷目七百日迄ヲ定度トス

但七百日以上七百日迄毎二賃或高ノ老削痴ヲ拂  
一馬巻更量日式拾貰日迄ヲ定度トス

舊約全書

第二

一荷物の質目其定度ニ過ルト見認ル節ハ何時ニオキテ

實日改為新暦ノ分ハ前年ノ割合二倍ヒ相当ノ増加可仕私事

但貢目修改之ノ上過實目有之候而八相当ノ手數料可謂  
爲事

三

一大風雨ノ時ハ貴賤高ノ三種増資可仕法則  
第49

第四  
一精舍中八音發高ノ音則增貴仕私尤馬更而相立節八人足

二換人足首及副增ヲモ同様可仕事

但大而廣者人節以本文之外二定貴者乃三制始可仕於唐也

一人馬上毛櫛鐵波船青共其健王ヨリ仕扱可申事

卷六

以子前後彈管數裏八難相成事

但至急御用ハ格別ナルヲ以テ前後擇督聽立候義可有之

10

萬モ可有之二付兼子相心得可申奉

但右案内状願立ノ節ハ人足老人分ノ貢費可仕払事

第八

一案内状ノ義ハ其差出人ノ貢費若クハ官名並姓名人馬ノ

目致等詳細ニ記載無之不分明ノ分ハ難立不致事

第九

一案内状面ノ人馬不用ニ相成候節ハ其貢費ノ半高可仕払  
万一案内状ノミ差出シ置本人通行無之相当ノ貢費払方  
モ不致二ヶ月ヲ過半音信無之時ハ其本籍ノ管庁若クワ  
在住ノ府へ通知処分スルヲ得ヘキ事

第十

一早追ハ定貢費ノ七割五分但日後ヨリ日出迄ハ式割五分  
ノ増貢可仕払事

第十一

一通常人馬被廻ノ分前回廻ノ時間ハ五割ノ増貢可仕払事  
但途中ニ於テ夜行ニ相成候時ハ右割合相当ノ増貢可申  
受事

第十二

一備王ノ割合或ハ駅通ノ便宣ニ依リ前後二三駅ヲ越越可  
申尤甚者ハ駅々相当ノ割合可仕払事

第十三

一人足ノ強壯二強リ武人或ハ三人私ノ荷物ヲ老人ニテ運  
送致シ候トモ貢費ハ相当可仕払事

第十四

一駅通ノ割合或ハ其時ノ機種ニ依リ駆有ワ車力ニ換算義  
モ可有之尤甚者ハ駄荷ノ定テ以テ可仕払事

但輪路ハ定貢費ニ式割ヲ増ヌ且車力無相用兩所ニテ馬

道払候節ハ相西ノ人足情ニ字可繼立

第十五

一駅々ニ於テ人馬被貢費ノ内ヨリ口袋制費等一切受取候  
可仕払事  
但額リ中万一路火燒其他天災等ニ罹リ破損候失候トモ  
シテ別段駅通ヘ可仕払事

第十六

一繼立荷物駅通ヘ開ケ候節ハ一夜一駅每ニ老農家庭敷料  
可仕払事  
但額リ中万一路火燒其他天災等ニ罹リ破損候失候トモ  
シテ一切弁償不致事

記

一金式割五厘

朱五合

老石二付金五円

一金五厘

味增式割四

老貢目ニ付金式割五錢

一金式割三毛

留袖式夕

老斗金老門給六錢

一金老費

皮五百日

四貫日金八錢

一金七厘

著

歲ノ三割下ヶ

一金老費五厘

留袖五夕五才老斗金六錢

一金老費

雞並青物代

見込

一金式割五厘

壹五鬼

老斤

金五拾錢

合金式割五錢五毛

外

金拾錢

取扱手數料

金五錢

敷物並器物等ノ相料

此三ヶ月金八錢二厘五毛

右を以自今改正の見込

金七隻

一星號

一泊 夕ヨリ朝起　金始八度

右ヲ定期開拓トス

輸路早道 同日後ヨリ日出マテ輸路通常復經

金八度西用 金式始老慶 金六度八度

「解説」右興立方法は、明治六年十一月制定施行された。

「人馬駆走規則」(樺太「北海道駅運(駅運)」制の研究

(中略、貢六九)」を基礎にして考案したものとのよう

项目的構成に若干の違いはある、総体的には類似してい

る。

なお、このときの興立規則は、明治十一年四月に至りて全面改正され(樺太、右を「貢七〇」)たが、このときの内容は、全文九条といふ短いものに整理統合されていて、その運行は現地の駅運取扱人に委されている。詳しく述べ、「前出、樺太「北海道駅運(駅運)」制の研究・中略」に寄られたい。

また、明治初期以後の駅運規則は、開始行政の変化に対応してたびたび改正が行われたものである。

### 南 樺 太 の 駅 運

#### 一終戰時二十七ヶ所残置か一

われわれ終戰前のことを知る者にとって、サハリンといふより樺太といった方が直観的によくわかる。

この樺太は、北海道を擬衡と、これに対して樺太を北極島、又は唐太と呼してた。以降、各種法政上の施設についても北海道のそれを参考にして、類似の制度を

數いて始めた。最近、樺太の駅制に関する史料が二、三手に入ったのを機会に、私が以前から所持していた史料と合わせて取りまとめ、精査に記録を残しておこうと思うのである。

しかし、これら資料は、まとまつたものではなく、論文としてまとめて発表するほどのものではないので、單に、将来、駅制について研究を志す人々のため参考にしてもらおうと思うのである。

さて、樺太に日本の行政が及んでいた時代には、極めて原始的なものであつたが駅運制度が敷かれていった。これまで私は、北海道の交通通信史の取りまとめに専念していて、樺太の駅制にまでは手を觸ばず暇はなかつたので、資料収集の段階で、樺太に関するものがあつてもこれを整理して保存しようとする気持ちにはならず、放置しているうちに散逸してしまい今日を運んでしまつた。

以上の次節で、現在に至つて樺太の駅制について記述しようとしても十分資料は得られず、また、これから新たに収集を試みようと思うほどの意欲もなく、かといって貴重な資料を放置するのも、研究家の一人としてははかられたので、発表しておこうと思つて立つた次第である。

前述のように、樺太にも、明治以前から至つて質弱なものではあるが駅運制度があつた。

しかしそれは、北海道のそれを参考にして、これに樺太の特性を付け加えて制度化したものであり、業務の管理運営についても北海道の制度と類似のものであった。

以下、樺太の歴史の中における駅制の一端を記述しようと思つてある。

南樺太の歴史の概略  
てもいいほど民族の激しい歴史の経り返しであった。  
それも、ロシヤ、中国、日本といった周辺大国の範  
圍にあって避けられたものであった。

樺太には、樺太アイヌのほか、ギリセーク、オロ  
コ等、数種の少数民族が同居していて、それだけ  
であればそれなりに民族間の平和が保たれてあつれ  
きも少なく、安定した生活も送られていたのである  
が、そこに、ロシヤと日本、中国といった周辺大  
国が入り込んで、あたかも、樺太は自國が新たに発  
見した自己の領土であるかのように振る舞い、翻々  
て自國の利益を広げることに努めた。

特に、十一世紀には、中国勢力の伸張が激しくな  
り、その主目的は貿易の場としてのものであったが、  
三國間に樺太があつれが生じていた。十七世紀に至  
つて、日・露の主権争いが激しくなってからも、日  
露両国は、京主権を主張せず、おおむね共存の形を  
とつてゐた。

しかし、南北から通々領有権の主張が強まるに従  
つて、摩擦が生ずるようになってしまった。

日本としても、たびたびの議会に幕府は、ロシヤ  
に対し境界の設定を懇請したが、折り合いが付かず、  
慶応二年（一八六六年）に至つて幕府は、小出大和守、  
石川駒河守を遣団に派遣して交渉したが、折り合い  
を得るに至らず、これまでどおり樺太は日本と露國  
の共有とするに至つた。以下、日本側の対応を挙  
げると、明治五（一八七二）年、ビオラフ露國代

理公使が来日して樺太領有について諮詢したが、兩国の主  
張は折り合はず実現しなかつた。

2 それより前の明治元（一八六八）年六月、岡本樺利官は、  
農工民二百余人を率いて樺太に赴任し、さるは、明治一  
（一八六九）年八月、これまで北樺夷と称していたのを改  
めて樺太と呼称することとした。

3 明治三（一八七〇）年一月、樺太と北海道とを合併して  
統治することは困難であるとして分離統治すること」と、  
樺太開拓使を設置した。

最初の長官は、黒田清隆である。

4 明治四（一八七一）年八月、樺太開拓使を北海道開拓使  
に合併した。

翌五（一八七二）年九月、北海道開拓使のもとに、札幌  
本府、及び函館・稚内・宗谷・浦河・樺太の五支庁を置き  
統治した。

5 明治七（一八七四）年、樺太支庁の轄管によると、支庁  
内人口は、和人六六〇人、現住者二三七四人である。

6 明治八（一八七五）年三月、樺太武蔵駒鹿公使により神  
太久里留支那委員が任命され、千島を日本領とし、樺太を  
ロシヤ領とした。

7 明治三十九（一九〇四）年九月、日露戦争終結、ホーフ  
マス条約により樺太の北緯五十度以南を日本領とした。

以上の經過を経て明治二十（一九〇五）年八月、これまで  
日本領であった南樺太、南北千島、南西諸島、國後、エトロフ  
は軍事占領されたが、サンフランシスコ条約により日本政府は  
南樺太、北千島を放棄し、現在に至つたのである。

三 駅通制度の動勢

右施政下の樺太における駅通制度を中心に、明治以前の陸上

交通に関する動きについて調べてみると、明治初期まで  
は、これまで北海道と同様、場所請負制による請負人  
(江戸期以来の請負人・伊達勝右門・柄原小右衛門等  
六名による分割請負であった)の經營による運上屋のも  
とに旅人の難立て、公用物の搬送りを請負条件の一つと  
して課せられて運用され、明治を迎えた。

### ○明治以降の駅制

「桜太施政事」によると、「駅通飛驒」として、「島内各  
地ノ公文及び私状ノ便連ハ、明治初年ニ於イテハ、通上  
屋及び番屋ノ請負事業トシテ、不規則ナル飛驒鐵道ヲ以  
テ充當シタルガ、後官営ノ事業トシテ、駅通ノ事ヲ行フ  
ニ到レリ。且フ沿革ハ略事下ノ如シ」とある。さらに被  
いて、

「明治三年八月人馬難立等ハ、總駅通会所ニ命ジ、海陸  
共人足一人一里ニ付金一朱ト定メ、人足ニハ土人敷資ノ  
一端トシテ、努メテ彼等ヲ用ヨコトス。翌年此分銀ヲ  
畠下シテ、一人一里百四十八文、即チ約十五銭三改正す。

又京谷港ヨリ本島精溪ニ及ブ公文書状題立人足質ハ、同  
年改正シ、自主及ビ京谷ノ間ハ、一海里麥錢六厘トシ、  
越海里三十八海里麥錢八錢余トス。島厅官吏地方出  
張ノ際ハ、二日前ニ先づレラ免シ質キ、府印ヲ押シタル  
人足質錢等ニ、合所ノ印ヲ捺シテ、通送ト請較ノ準備ヲ  
ナサシム。

五年支庁庭審詳ニ駅馬掛ヲ置キ、専ラ交通郵便ノコトニ  
当ラシム。」とある。

はるかに明治八年三月の桜太久里管交換条約により桜太を手  
放したときまで続いたものであろう。

それまでの駅通会所の任務は、北海道とそれほどの違いはないが、その業務内容は、旅行者も少ないことから、人馬の  
難立、旅人の窮屈よりもむしろ公用物の搬送りが重視されたで  
あるが、そのため、私状の難通、いわゆる飛驒鐵道も許され  
ていた。しかし、公認されていたといつてもそれが取扱料金は、  
定額とせず、相対によるとかれていた。

以下次号

### ○史料寄贈お礼

北海道れきけん第三八号	札幌市	森川	健氏
アイヌ語地名研究	八雲町	高木理之郎氏	
赤れんが第一七号	札幌市	坂田	東記氏
近況便り	富良野市	鷲川	忠氏

発行年月日	平成十一年一月二十五日
頒布	無料
発行者	札幌市南区川沿四条五丁目

三の一

史学研究会代表 宇川 雄雄

TEL 011-571-3602